　大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

　なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

　　令和４年12月23日

大阪府知事　吉村　洋文

１　大規模小売店舗の所在地及び名称

泉大津市曽根町二丁目132番１ほか

（仮称）ダイレックス泉大津店

２　大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定による公告をした日

令和４年８月５日（令和４年大阪府告示第1052号）

３　泉大津市の意見の概要

　(1)　駐車場及び駐輪場の収容台数について、届出の台数を確保すること。

　(2)　駐車場の位置は、歩行者や自転車の通行の安全に配慮して設置すること。

　(3)　周囲の現状交通量を調査し、道路交通に支障のないようにすること。

　(4)　駐輪場について、自転車用の歩道を設け、できる限り店舗に近い場所に設置すること。

　(5)　荷さばき施設について、来退店車両、歩行者及び自転車の通行に支障のない位置に設置するとともに、届出の面積を確保すること。

　(6)　事故等が起こらないよう、安全で分かりやすい案内経路とすること。

(7)　歩行者用の歩道を設けること。

　(8)　騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、必要な届出を行うとともに各法令を遵守すること。

　(9)　騒音を伴う作業等について、周辺の生活環境に影響のないよう配慮すること。

　(10)　廃棄物保管施設について、必要な容量を確保するとともに、４トンの廃棄物収集車の駐車方法に配慮し、周辺の生活環境に影響のない

位置とすること。

(11)　事業系一般廃棄物の収集を委託する場合は、本市許可業者に委託すること。

(12)　防犯灯及び防犯カメラ等の設置場所について、自治会からの協力要請に対し、可能な限り協力すること。

(13)　屋外広告物法、大阪府屋外広告物条例を遵守すること。

４　意見の縦覧の期間及び場所

(1)　縦覧の期間

　　　 令和４年12月23日から令和５年１月23日まで

　(2)　縦覧の場所

　　　 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

　　　 大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課

泉大津市東雲町９番12号

泉大津市政策推進部地域経済課